

日本農林規格の制定、改正について



2020年11月27日

農林水産省
食料産業局

日本農林規格の制定・改正について



- JASについては、「日本農林規格の制定・見直しの基準」(平成30年6月1日 日本農林規格調査会決定)により制定・見直し内容の妥当性を判断。
- 今回の調査会では、上記の基準に照らして妥当と考えられる①「接着たて継ぎ材の日本農林規格」の制定、②「しょうゆの日本農林規格」及び「有機畜産物の日本農林規格」の改正を実施。

1 新たに制定するJAS

接着たて継ぎ材の日本農林規格

2 改正を行うJAS

- (1) しょうゆの日本農林規格
- (2) 有機畜産物の日本農林規格

1 日本農林規格の制定について



接着たて継ぎ材の日本農林規格案





現 状

- 柱や梁といった建物の構造上主要な部材は、製材や集成材等が用いられており、従来よりJASが設けられている。
- より細い部材で主要な部材とならない間柱※1や胴縁※2などは、現場において非JAS材の使用率が高く、中には乾燥が不十分であったり細長い部材のため「反り・曲がり」等の問題が発生しやすく、住宅施工後に壁の膨らみ等の不具合・苦情等が発生している。
 - ※1：木造建物の柱間の壁部に入れる細い柱で、主に構造合板を支える部材。
 - ※2：壁に合板やボードなどを貼る際に、それらを留めつけるための下地材。厚さ1.5～3cm程度の角材。
- このため大手ハウスメーカーでは、製材を乾燥し、節等の欠点を除去・たて継ぎをしたものが既に多く使用されている。しかしながら、乾燥・たて継ぎ部などの製品の品質の公的な規格・基準がなく、品質の安定性が確保されていないとともに、品質保証を求める観点からJAS等の規格化が求められている。

接着たて継ぎ材の日本農林規格について



規格の概要

- 寸法、接着の程度、含水率、材面の品質、たて継ぎ部の品質などを規定。
 - ・接着部の品質については、2 × 4 材のたて継ぎ材の規格に準じたもの。ただし、建物の構造上主要な部材以外のため曲げ強度性能等は規定していない。
 - ・寸法や材面の品質については、構造用製材の乙種と同程度。



効果

- 一定の基準に基づいた認証により製品の品質確保が図られるとともに、製造者側・使用者側の基準が標準化されることで、全国的な供給や調達が可能となり、新たな市場の形成が期待される。
- 品質の確保によりクレームが減少することで、木造住宅に対する信頼性の向上が期待される。
- ハウスメーカーの営業面においても、JAS材が多く使われていることを、アピールすることが可能となる。
- これまで建築材料に用いることが出来なかった未利用材についても、節等の欠点を除去することによって、製品としての利用が可能となり、森林資源の有効利用の推進が期待される。

接着たて継ぎ材の日本農林規格の概要について

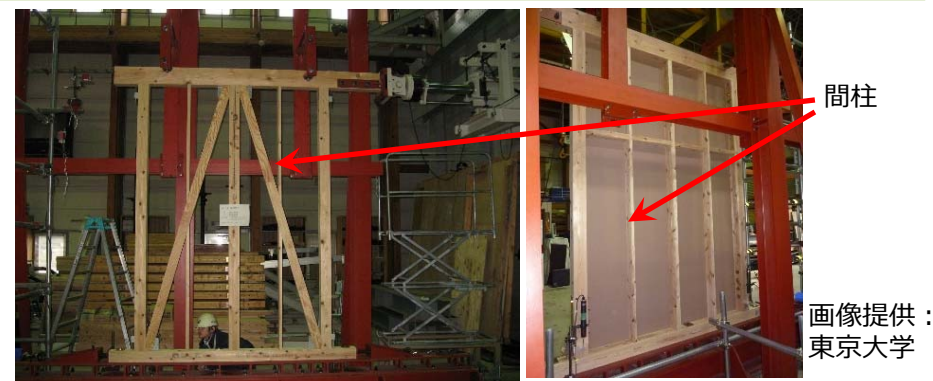
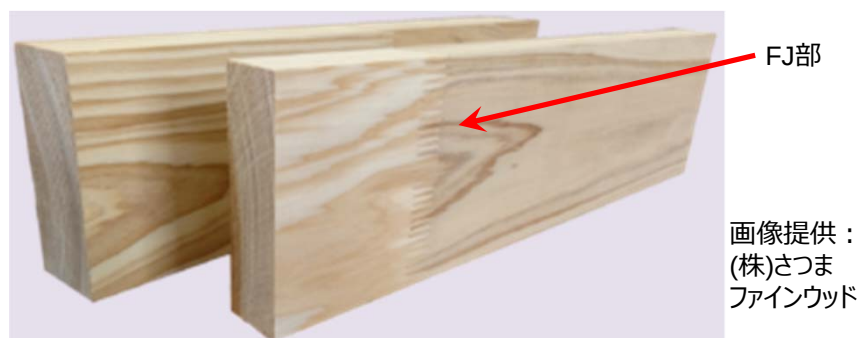


接着たて継ぎ材

- 針葉樹の木材であって、その繊維方向を互いにほぼ平行にして材長方向にフィンガージョイントによって接着したもの。ただし、建築物の屋根、床、壁などのうち、建築物の構造耐力上主要な部分に使用するものを除く部位に使用するもの。

主な基準

- 寸法許容差 +1.5 -0.5 (75mm以上) : 構造用製材と同程度
- 接着の程度 剥離率が5%以下 (1サイクル終了後) : 2×4 FJと同程度
- 含水率 15%以下 : 構造用集成材と同様
- 材面の品質 節、集中節、丸身、貫通割れ等 : 構造用製材乙種と同程度 (ただし繊維走向傾斜等は除く。)
- たて継ぎ部の品質 節等の大きさ、段差、フィンガージョイント (FJ) の形状 : 2×4 FJと同程度
- 材料 たて継ぎに使用する木材、接着剤 : 構造用集成材と同程度



2 日本農林規格の改正について



(1) しょうゆの日本農林規格

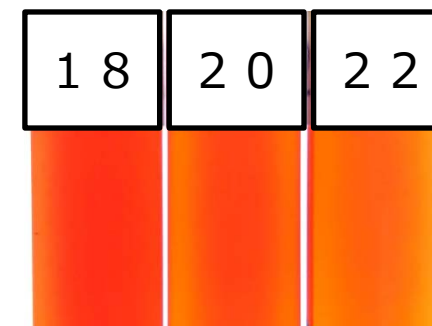


しょうゆの日本農林規格の見直し案

- しょうゆのJAS では、しょうゆの種類ごとに「色度」の基準値を規定。しょうゆは原料の蒸煮工程や食塩水の仕込み量など製法の違いによって、色の特性は様々。
- たまりしょうゆの蒸煮工程において、大豆を蒸煮する機械が改良され効率的にうま味が抽出できるようになった一方、色の特性が変化。
- このようなたまりしょうゆについてもJASの対象とするため、たまりしょうゆの「色度」を改正。
- この他、うまみ成分の指標としての「全窒素分」、「無塩可溶性固形分」等の基準値の単位を「%（容重）」によって表記しているが、これを分かりやすくするため、「全窒素分」、「無塩可溶性固形分」等を「g/100mL」に改正。

見直し概要

- たまりしょうゆの色度を改正。
【現行】 しょうゆの標準色18番未満。
【改正後】 しょうゆの標準色22番未満。
- 全窒素分、無塩可溶性固形分等の単位を改正。
【現行】 %（容重）
【改正後】 g/100mL



※色度イメージ

(2) 有機畜産物の日本農林規格





- 有機生産に取り組む希望があった生産者の有機飼養への意欲の高まりを後押しするため、有機畜産の対象に七面鳥を追加。
- コーデックスガイドライン及び有機畜産物の同等性を締結したアメリカ、カナダ、スイスなどでは七面鳥は有機畜産物の規格の対象。
- 具体的な基準については、コーデックスガイドラインの有機飼養の考え方や、日本における七面鳥飼養の実態を踏まえて設定。

見直し概要

【現 行】 家畜 ： 牛、馬、めん羊、山羊及び豚
家きん ： 鶏、うずら、だちょう、あひる及びかも（かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）

【改正後】 家きんに、七面鳥を追加。

< 有機七面鳥飼養の基準 >

【野外の飼育場の最低面積】	8週齢以降	0.3 m ² /羽
【家きん舎の最低面積】	8週齢以降	0.3 m ² /羽
【平均採食量】	8週齢未満	106 g/日
	8週齢以上	318 g/日